

「法学系」教育評価報告書

(平成13年度着手 分野別教育評価)

東北大学法学部

平成15年3月

大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

機構の行う評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成 14 年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成 13 年度着手分については、以下の 3 区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

全学テーマ別評価（教養教育（平成 12 年度着手継続分）、研究活動面における社会との連携及び協力）

分野別教育評価（法学系，教育学系，工学系）

分野別研究評価（法学系，教育学系，工学系）

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

分野別教育評価「法学系」について

1 評価の対象組織及び内容

このたびの評価は、設置者（文部科学省）から要請のあった 6 大学の学部、研究科（以下「対象組織」）を対象に実施した。

評価は、対象組織の現在の教育活動等の状況について、原則として過去 5 年間の状況の分析を通じて、次の 6 項目の項目別評価により実施した。

- 1) 教育の実施体制
- 2) 教育内容面での取組
- 3) 教育方法及び成績評価面での取組
- 4) 教育の達成状況
- 5) 学習に対する支援
- 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

2 評価のプロセス

対象組織においては、機構の示す要項に基づき自

己評価を行い、自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を機構に提出した。

機構においては、専門委員会の下に評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及び対象組織への訪問調査を実施した。

なお、評価チームは、各対象組織により、教育目的及び目標に沿って評価項目の要素ごとに独自に設定された観点に基づき分析を行い、その分析結果を踏まえ、要素ごとに教育目的及び教育目標の実現に向けた貢献（達成又は機能）の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の水準を導き出した。

機構は、これらの調査結果を踏まえ、その結果を専門委員会で取りまとめた上、大学評価委員会で評価結果を決定した。

機構は、評価結果に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった対象組織について、大学評価委員会において最終的な評価結果を確定した。

3 本報告書の内容

「対象組織の現況及び特徴」、「教育目的及び目標」及び「特記事項についての所見」の「対象組織の記述」欄は、対象組織から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は評価項目ごとに、貢献（達成又は機能）の状況を要素ごとに記述している。

また、当該評価項目の水準を、これらの状況から総合的に判断し、以下の 5 種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・ 十分貢献（達成又は機能）している。
- ・ おおむね貢献（達成又は機能）しているが、改善の余地もある。
- ・ かなり貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要がある。
- ・ ある程度貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要が相当にある。
- ・ 貢献しておらず（達成又は整備が不十分であり）、大幅な改善の必要がある。

なお、これらの貢献（達成又は機能）の程度及び水準は、対象組織の設定した教育目的及び目標に対するものであり、相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善点等」として記述している。

「評価結果の概要」は、評価結果を要約して示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった対象組織について、その内容を転載するとともに、それへの機構の対応を示している。

「特記事項についての所見」の「機構の所見」欄は、全ての対象組織について、所見の記述を差し控える旨の統一的な文章を記述している。

4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象組織の現況及び特徴

対象組織から提出された自己評価書から転載

1. 現況

- (1) 機関名
東北大学
- (2) 学部名
法学部
- (3) 所在地
宮城県仙台市青葉区川内
- (4) 学科構成
法学科
- (5) 学生数及び教員数(平成14年5月1日現在)
学生数

区 分	学生定員及び在籍者				
	1年	2年	3年	4年	計
定 員	170	200	200	250	820
在籍者数	176	209	197	352	934

教員数

区 分	教 官 定 員				教 官 現 員				
	教授	助教授	助手	計	教授	助教授	講師	助手	計
法学科	22	17	14	53	20	14	2	12	48
計	22	17	14	53	20	14	2	12	48

学部教官は大学院担当教官による兼任

2. 特徴

本学は、明治40年6月に我が国で3番目の帝国大学として創設され、開学以来の伝統のもとに、「研究第一主義」と「門戸開放主義」、「実用忘れざる」などの理念を

高らかに掲げて、研究と教育に専心し、やがて百年を迎えようとしている。その成果は、日本のみならず、世界的にも高く評価されているところである。現時における東北大学の第一の使命は、「研究中心大学」として人類の福祉と発展に寄与することとされ、具体的には、「総合的な知の拠点」として全学が一体となって人類に必要な自然・人間・社会に関する広範な分野の研究教育を行い、活発な知の創造拠点となって世界的な研究成果を生み出すとともに、知の継承と普及の拠点として、広い視野と高い専門性をもった行動力のある指導的人材、専門的職業人、研究者等を育成して人々の幸福に貢献することにある。同時に、「世界と地域に開かれた大学」として、社会との連携や、研究成果の社会還元にも努めることも、重要な課題としている。現在、東北大学は10学部、13大学院研究科、5附置研究所、さらには多数の研究教育にかかるセンターや施設を擁する我が国屈指の総合大学となっている。

この中であって法学部は、大正11年8月に、その前身である法文学部として設置され、昭和24年4月に法学部法律学科として分離独立し、翌25年12月には法学部法学科と改称、昭和28年4月に大学院法学研究科を設置して現在に至っている。当初、本学部の研究・教育施設は仙台市の中心街である片平地区にあったが、昭和48年に移転し、現在は、青葉山の麓、川内南地区の旧仙台城二の丸跡地にあり、豊かな自然と緑に恵まれた研究・教育環境にある。

東北大学法学部は、一方でその研究面において、我が国を代表する法学・政治学分野の優れたスタッフが、その力を結集し、最先端の研究と基礎研究の両面から、現代社会に生起する様々な問題を分析・考究し、そこで得られた研究成果を、教育内容に十分反映させて、現時点での学問的到達点と今後の課題を分かりやすい形で学生達に伝えるとともに、広く社会に向けても情報を発信し、人類と世界の平和に貢献する知的拠点を形成することを目指しており、とりわけ、教育面において、徹底した少人数教育と学習によって、問題分析力・論理的思考力・問題解決力・説得力などを鍛え上げ、幅広い教養と確かな基礎的専門知識、豊かな人間性を兼ね備えた人材、自ら学び社会の平和と発展に貢献すべく行動することの出来る自律した人材を育てることを、その使命としている。

このような使命を果たすため、法学部では、最先端の実践的問題に精通するとともに基礎的理論研究にも優れた教官を多数擁し、その卓越した研究成果を教育に反映させるための努力を継続してきたところである。また、学生の勉学に対する自主性を最大限尊重した「完全自由選択制」を基礎に据えながらも、少人数教育による丁寧な指導のもとで教育上の工夫を重ね、結果として、政界・官界・財界・学界等に数多くの有為の人材を輩出してきた。しかし、グローバル化と専門分化が進む現代社会の進展に即して、研究はもとより、教育的にも、より機能的に的確な形で社会的要請に応え、一層優秀な専門的職業人となるべき人材を養成する必要があることに鑑み、法学部・法学研究科は、平成12年以降、全国の主要国立大学法学部に先駆けて抜本的な学部・大学院改革に着手した。その結果、総合法制実務領域、公共法政策領域、トランスナショナル法領域などの諸分野に対応した多機能型大学院を整備すると同時に、いわゆる「選択的6年制」による教育システムを構築し、法学部教育を大学院レベルでの教育と有機的に結びつけるための新たな教育体制を整えた。この間、組織面・カリキュラム面では実務界との連携を一層強化し、また、将来の専門的職業人として幅広い教養・見識と高度な専門能力を兼ね備えた人材を養成すべく、その知的基盤となる教養教育を徹底した少人数教育で実現するため、学部学生定員の段階的削減を行ってきたところである（平成12年度に1学年250人から200人に、平成14年度には200人から170人に、さらに今後、最終的には大学院入学定員と同じく150人程度にまで削減の予定）。一方で先端的な研究を推し進め、そこで得られた知見や研究成果を教育内容へと効果的に反映させるために、教官組織のあり方を見直し、従来は、学部教官が大学院を兼担していたところ、現在は大学院教官が学部授業を兼担する形となっている。

かくして、東北大学法学部の特徴は、豊かな自然環境に恵まれ、優れたスタッフによる確かな基礎研究に裏打ちされた最先端の理論的・実証的研究と、その成果を反映した講義・演習、徹底した少人数教育によるきめ細かな教育指導によって、法学・政治学を中心とした社会科学分野において我が国最高水準の知の創造・発展・継承拠点として活動していることであるといえよう。

教育目的及び目標

対象組織から提出された自己評価書から転載

1. 教育目的

(1) 百万都市仙台の中心部から僅かな距離に位置しながら、緑豊かな青葉山の山懐に抱かれた本学部は、学問を修めるには理想的な環境にある。また東北地方の拠点大学を構成する部局としてかねてより整備・拡充が図られてきた本学部は、人的・物的な面においても極めて恵まれた学習・教育環境を整えている。このような利点を最大限に活かしつつ、法学・政治学に関する正確な知識と知見を身につけ、鋭い正義感覚と幅広い視野から社会に伏在する諸問題を発見・分析し、その解決に努めることをもって良き社会の実現に貢献する優れた人材を可能な限り多く世に送り出すこと、これこそが建学以来の本学部の最も重要な教育目的であり、本学部が担うべき不変の社会的使命である。平成12年度のいわゆる「大学院重点化」に際し、学部教育・大学院教育間の連携を以前にも増して密接なものとするために「選択的6年制」を導入した後も、この点に関しては何らの変更もない。

(2) このような教育目的を達成するため、本学部は幅広い基礎的教養と強い勉学意欲を持ち、豊かな可能性を秘めた学生を受け入れることを、学生受入に際しての基本方針としている。

(3) 教育内容に関しては、法学・政治学における基礎的・原理的部分を重視して、これを分かりやすい形で効果的に学ばせることは当然として、それに加えて先端的・応用的・学際的な内容の科目を可能な限り豊富に提供する方針を立てている。また教育方法に関しては、学生の個性や志望進路の多様化に対応するため、かねてより重視してきた少人数教育をさらに徹底するとともに基本方針で臨んでいる。

(4) 従来より専門教育科目の履修に関して「完全自由選択制」を採用してきた本学部の「自由」尊重の精神に鑑み、学習を支援する際の基本的な方針は、あくまでも学生の自主的・主体的な学習意欲を高めることに求められる。

(1) 幅広い基礎的教養と強い勉学意欲を備え、豊かな可能性を秘めた学生をできるだけ多く受け入れるため、明確なアドミッション・ポリシーを策定し、パンフレットやホームページなど多様な媒体を通じて、さらにはオープン・キャンパス等の各種説明会を通じて、本学部の特徴・特色や学生受入方針をメッセージとして広く社会に向けて発信すること。また、入学者選抜方法に対して常に検討を加え、必要に応じて改善・改革を行うとともに、AO入試の導入をも含めて選抜方法の多様化に努めること。なお少子化が進行するなかでも、入学者の平均学力の維持・向上を図るため、学部定員の段階的削減を積極的に行うこと。

(2) 教育内容及び方法に関しては、演習の量的拡充による少人数教育の徹底とともに、文章読解力・文章作成能力・プレゼンテーション能力などの根幹的な能力と柔軟な発想力とを同時に養うため、1・2年次から段階的にさまざまな演習に参加できる途を開くこと。とりわけ「選択的6年制」導入後は、大学院教育との有機的連関を視野に収めながら、先端的・応用的・学際的な分野に属する授業科目の充実と、その担当教官、とりわけ法律・行政実務家教官の積極的採用を行うこと。さらに、授業内容や学習方法を分かりやすく学生に伝えるためのシラバスの改善、視聴覚教材の活用などによる従来型の一方向的な講義からの脱却、学生を対象としたアンケートの実施による学習到達度の恒常的把握、聴講者による授業評価に基づいた授業内容・方法の改善を行うこと。

(3) 学生の自主的・主体的な学習意欲を高めるため、学習面に関するアドバイザー制の導入、図書室・学生控室などの自主的学習施設の整備、学生自らが運営する学習・勉学サークルに対する支援の継続、学生間あるいは学生・教員間の連絡を容易にするためのインターネット関連施設の拡充などを行うこと。さらに学生生活をバックアップする個別相談・指導態勢の整備を行うこと。

2. 教育目標

評価項目ごとの評価結果

1. 教育の実施体制

この項目では、対象組織における「教育の実施体制」について、「教育実施組織の整備に関する取組状況」、「教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況」及び「学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】教育実施組織の整備に関する取組状況

教育実施体制の拡充について、平成12年度以降「大学院重点化」に伴って進められた改革によって、年齢、ジェンダー・バランスに配慮した教員の量的充実が図られていることは特色ある取組である。

外国人・実務家出身者の教員の採用について、その比率は高く、国籍や経歴にとらわれることなく、客観的・中立的な見地から優れた教員を採用していることは優れた点である。

専攻・講座編成等においても、全体的にバランスのとれた教員構成になっており、教育実施組織の整備が適切になされていることは評価できる。

【要素2】教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

教育目的及び目標の趣旨の学外への公表・発信について、学部案内パンフレット（和文）の発行、ホームページへの掲載により、学外者に対して教育目的・目標の周知及び公表が図られていることは評価できる。また、オープンキャンパスを実施していることは、優れた点である。

教育目的及び目標の趣旨の学生への周知について、新入生オリエンテーションの実施や教員のアドヴァイザー制度の導入により、恒常的に学生に対して教育目的・目

標の趣旨の徹底が図られていることは評価できる。

【要素3】学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況

学生受入方針の改訂と学外への公表・発信について、学生受入方針を柔軟に改訂し、学部案内パンフレット（和文）やホームページへの掲載、またオープンキャンパスの実施等の取組を通じ、学外に向けて積極的に公表・発信し、その周知に努めていることは優れた点である。

入学者選抜方法について、積極的な検討が行われ、私費外国人留学生選抜の実施や一般選抜入学試験の「分離分割方式」の採用、また平成15年度実施予定のAO入試など、多様化が試みられていることは優れた点である。

以上の状況から、教育の実施体制の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成に十分貢献している。

特に優れた点及び改善点等

教育実施体制の拡充について、「大学院重点化」に伴って進められた改革により、年齢、ジェンダー・バランスに配慮した教員の量的充実を図っていることは、特色ある取組である。外国人・実務家出身者の教員の採用について、その比率が高いことは優れた点である。

教育目的及び目標の趣旨の学外への公表・発信について、学部案内パンフレット（和文）の発行、ホームページへの掲載により、学外者に対して教育目的・目標の周知及び公表が図られていることは評価できる。また、オープンキャンパスを実施していることは、優れた点である。

学生受入方針の改訂と学外への公表・発信について、学生受入方針を柔軟に改訂し、学外に向けて積極的にこれを公表・発信し、その周知に努めていることは優れた点である。入学者選抜方法の多様化に向けて積極的な試みが続けられていることは優れた点である。

2. 教育内容面での取組

この項目では、対象組織における「教育内容面での取組」について、「教育課程の編成に関する取組状況」、「授業の内容に関する取組状況」及び「施設・設備の整備に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】教育課程の編成に関する取組状況

教育課程の体系的な編成について、従来のように法学・政治学の専門教育を必ずしも学部で4年間のみで完結するものとは捉えず、むしろ、学部から大学院前期課程までの教育課程を連続的な一体をなすものと捉えた、平成12年度導入の「選択的6年制」は特色ある試みであり、また学生に対してその目的に応じて4年制コース（学部卒業コース）と、6年制コース（大学院進学コース）の選択を可能としていることは優れた取組である。

教養教育・基礎的専門教育及び発展的専門教育の配置について、全学教養科目と専門教育科目の配置のバランスが適切であるとともに、各年次の科目配置についても、段階的な履修となるように工夫され、さらには大学院とのつながりまで視野に入れた体系的な編成となっていることは評価できる。

他学部の授業科目の履修について、制度上、一定の範囲でこれを専門教育科目の卒業要件単位に含めることを可能としていることは評価できる。

【要素2】授業の内容に関する取組状況

教育課程の編成の趣旨に沿った授業内容とするための学部全体の取組について、平成12年度のカリキュラム編成に際して、各専門教育科目を、基礎的・原理的な内容に絞った「基礎科目」と、専門的・応用的・学際的な内容を取り出した「発展科目」に分解する大規模な再編成を行ったほか、実務関連の発展科目を多数開設したことは特色ある取組である。

シラバスの改善について、シラバスの整備が行われたことは評価できるが、個々の記述内容についてより一層の充実が望まれる。

授業内容改善のための学生による授業評価について、多くの項目についてアンケートを実施しており評価できるが、アンケートの実施回数が少なく、また授業内容改善のための取組に結び付けられていない点で改善の余地がある。

【要素3】施設・設備の整備に関する取組状況

施設・設備の整備に関する取組について、ここ数年間に行われた講義室、演習室、図書、視聴覚教材等の整備や情報ネットワーク・情報サービス機器の整備への取組は評価できる。

以上の状況から、教育内容面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

教育課程の体系的な編成について、平成12年度に導入した「選択的6年制」は特色ある試みであり、また学生の目的に応じた4年制コース（学部卒業コース）と6年制コース（大学院進学コース）の選択制は優れた取組である。

教育課程の編成の趣旨に沿った授業内容とするための学部全体の取組について、平成12年度のカリキュラム編成に際して、各専門教育科目を、基礎的・原理的な内容に絞った「基礎科目」と、専門的・応用的・学際的な内容を取り出した「発展科目」に分解する大規模な再編成を行ったほか、実務関連の発展科目を多数開設したことは特色ある取組である。

シラバスの改善について、シラバスの整備が行われたことは評価できるが、個々の記述内容についてより一層の充実が望まれる。

授業改善のための学生による授業評価について、多くの項目についてアンケートを実施しており評価できるが、アンケートの実施回数が少なく、また授業内容改善のための取組に結び付けられていない点で改善の余地がある。

3. 教育方法及び成績評価面での取組

この項目では、対象組織における「教育方法及び成績評価面での取組」について、「授業形態、学習指導法等の教育方法に関する取組状況」、「成績評価法に関する取組状況」及び「施設・設備の活用に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】授業形態、学習指導法等の教育方法に関する取組状況

講義、演習などの各種授業形態について、学生の自主性を尊重した「完全自由選択制」を採用した上で、少人数の授業・演習を中心に据えるとともに、基礎的講義科目を複数開講するなどくに基礎科目の充実に、多様な工夫を施していることは評価できる。

学生の理解度を高めるための教材の活用や講義方法の工夫について、レジュメの作成、実務家出身教官によるケース資料の配付などにより学生の理解を深めるための取組が行われており、また講義方法の工夫としても、大教室において対話を軸に実施される授業もあるなど、学生の理解度を高めるためのこれらの取組については評価できる。

演習の実施について、ディベート形式・ロールプレイング方式、実務家の立場を意識した実務の解説など演習の授業形態に工夫が施されていることは評価できる。

学生の学習到達度の把握と活用について、学生に対する授業評価のアンケート調査結果を各教官にフィードバックし、授業の方法を改善していることは評価できる。

【要素2】成績評価法に関する取組状況

成績評価の基準の設定及び一貫性について、成績評価は、講義については試験、演習については報告・レポート及び平常点に基づいて行っているが、とくに記述試験において科目選択上の不公平をなくすため、各教官に専

門科目試験の平均得点分布を配布し参考に供していることは評価できる。

【要素3】施設・設備の活用に関する取組状況

講義・演習等に必要な施設・設備、図書館等の活用について、インターネットをはじめとする情報技術の進展を大学教育にも還元し、様々な講義・演習の中で活用したり、学生による自主的な文献検索・判例検索等の補助手段として利用させたりしている点は、特色ある取組である。

講義・演習等に必要な図書、視聴覚・情報関係教材、情報関係機器等の活用について、図書、情報関係教材・機器等は整備されており、これらが十分に活用されていることは評価できる。

以上の状況から、教育方法及び成績評価面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成に十分貢献している。

特に優れた点及び改善点等

学生の自主性を尊重した「完全自由選択制」は、特色ある取組である。

少人数教育を徹底している点は、特色ある取組である。

講義・演習等に必要な施設・設備、図書館等の活用について、インターネットをはじめとする情報技術の進展を大学教育にも還元し、様々な講義・演習の中で活用したり、学生による自主的な文献検索・判例検索等の補助手段として利用させたりしている点は、特色ある取組である。

4. 教育の達成状況

この項目では、対象組織における「教育の達成状況」について、「学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況」及び「進学や就職などの卒業後の進路の状況から判断した達成状況」の要素ごとに教育目的及び目標に照らした達成の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の達成の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標に照らした達成度の状況

【要素1】学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況

単位取得、進級、卒業及び資格取得などの各段階の状況からの判断について、学生の自主性を尊重する完全自由選択制の下で、学生自らがその希望や進路に適った履修計画を立て、4年間で全体の約8割が卒業していることや、司法試験合格者数、国家公務員 種試験合格者数、地方公務員就職者数が一定数に達していることは評価できる。

学生の授業評価結果等からの判断について、授業評価アンケートに基づき学生の達成状況を把握していることは評価できる。

【要素2】進学や就職などの卒業後の進路の状況から判断した達成状況

進学や就職など卒業後の進路状況から判断される達成状況について、大学院へ進学して継続的に教育を受ける学生数が飛躍的に増加していること、及びなお就職先の未定の者が約2割いることは検討を要するものの、一般に就職が難しいとされる優良な企業を含め、多様な方面に多くの学生が就職していること等から十分達成されていると評価できる。

以上の状況から、教育の達成状況の項目全体の水準は、教育目的及び目標が十分達成されている。

特に優れた点及び改善点等

基礎演習、発展演習、論文演習といった段階立てた少人数演習の展開、及び個別教官によるアドヴァイザー制の実施により少人数教育を徹底し、かつ、選択的6年制の導入によって全国に先駆けて高度専門職業人教育を志向した6年間の継続的カリキュラムを実施していることは特に優れた点である。

5. 学習に対する支援

この項目では、対象組織における「学習に対する支援」について、「学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況」及び「学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

アドヴァイザー制，学生委員制，演習指導教官による助言制など，きめ細かな体制となっており，学生の学習に対する支援システムが確立していることは優れた点である。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況

授業科目等選択の際の学習上の相談体制について，1年生全員を小グループに分け，それに教官1人がついて様々な相談に乗り助言を与えるアドヴァイザー制，全学的制度として3・4年生に対して学生の進路や学習上の相談に当たる学生委員制，参加学生の学習上その他の相談に日常的に対応する演習指導教官による助言制など，きめ細かな体制となっており，学生の学習に対する支援システムが確立していることは優れた点である。

課外活動に対する支援について，無料法律相談，模擬裁判など課外活動が充実し，同窓会による財政支援が行われていることは評価できる。

【要素2】学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況

学生の自主的学習を可能とする環境の整備・活用について，図書館，談話室，サークル室，教室など，学生が自主的に学習ができるような環境が整っていることは評価できる。

以上の状況から，学習に対する支援の項目全体の水準は，教育目的及び目標の達成に十分貢献している。

特に優れた点及び改善点等

6 .教育の質の向上及び改善のためのシステム

この項目では、対象組織における「教育の質の向上及び改善のためのシステム」について、「組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制」及び「評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況」の要素ごとに改善システムの機能の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の機能の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

改善システムの機能の状況

【要素1】組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制

組織としての教育活動を評価する体制について、法学部では2年に一度「東北大学法学部、研究・教育の概要」を刊行し、教育活動を定期的に点検・評価する体制を整備している。大学全体としても、年度ごとに教育と研究を交互に取り上げた「東北大学自己評価書」を刊行し、教育活動の自己評価を行っている。さらに、学部の自己評価を行うため教授会の下に「評価・広報委員会」を設置するなど、組織としての教育活動を評価するための体制が整えられていることは評価できる。

外部者による教育活動の評価について、海外から招聘した法学・政治学関係の一流の研究者によるシンポジウム形式の「外部評価」を実施し、そこで出された提言等をその後の改革の実現に取り入れている点は評価できるものの、これまで外部からの体系的な評価を受ける機会をもっていないなどの点については、一層の工夫が必要である。

【要素2】評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムについて、カリキュラムの改善、見直し等についての体制が整備されていることは評価できる。

評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるための方策について、国際公募を含めて、教員の採用

体制と教官組織の充実につき組織的な整備が行われている点は高く評価できる。

以上の状況から、教育の質の向上及び改善のためのシステムの項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

外部者による教育活動の評価について、海外から招聘した法学・政治学関係の一流の研究者によるシンポジウム形式の「外部評価」を実施し、そこで出された提言等をその後の改革の実現に取り入れている点は評価できるものの、これまで外部からの体系的な評価を受ける機会をもっていないなどの点については、一層の工夫が必要である。

評価結果の概要

1. 教育の実施体制

教育実施体制の拡充について、「大学院重点化」に伴って進められた改革により、年齢、ジェンダー・バランスに配慮した教員の量的充実を図っていることは、特色ある取組である。外国人・実務家出身者の教員の採用について、その比率が高いことは優れた点である。

教育目的及び目標の趣旨の学外への公表・発信について、学部案内パンフレット（和文）の発行、ホームページへの掲載により、学外者に対して教育目的・目標の周知及び公表が図られていることは評価できる。また、オープンキャンパスを実施していることは、優れた点である。

学生受入方針の改訂と学外への公表・発信について、学生受入方針を柔軟に改訂し、学外に向けて積極的にこれを公表・発信し、その周知に努めていることは優れた点である。入学者選抜方法の多様化に向けて積極的な試みが続けられていることは優れた点である。

以上の状況から、教育の実施体制の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成に十分貢献している。

2. 教育内容面での取組

教育課程の体系的な編成について、平成12年度に導入した「選択的6年制」は特色ある試みであり、また学生の目的に応じた4年制コース（学部卒業コース）と6年制コース（大学院進学コース）の選択制は優れた取組である。

教育課程の編成の趣旨に沿った授業内容とするための学部全体の取組について、平成12年度のカリキュラム編成に際して、各専門教育科目を、基礎的・原理的な内容に絞った「基礎科目」と、専門的・応用的・学際的な内容を取り出した「発展科目」に分解する大規模な再編成を行ったほか、実務関連の発展科目を多数開設したことは特色ある取組である。

シラバスの改善について、シラバスの整備が行われたことは評価できるが、個々の記述内容についてより一層の充実が望まれる。

授業改善のための学生による授業評価について、多くの項目についてアンケートを実施しており評価できるが、アンケートの実施回数が少なく、また授業内容改善のための取組に結び付けられていない点で改善の余地がある。

以上の状況から、教育内容面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

3. 教育方法及び成績評価面での取組

学生の自主性を尊重した「完全自由選択制」は、特色ある取組である。

少人数教育を徹底している点は、特色ある取組である。講義・演習等に必要な施設・設備、図書館等の活用について、インターネットをはじめとする情報技術の進展を大学教育にも還元し、様々な講義・演習の中で活用したり、学生による自主的な文献検索・判例検索等の補助手段として利用させたりしている点は、特色ある取組である。

以上の状況から、教育方法及び成績評価面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成に十分貢献している。

4. 教育の達成状況

基礎演習、発展演習、論文演習といった段階立てた少人数演習の展開、及び個別教官によるアドヴァイザー制の実施により少人数教育を徹底し、かつ、選択的6年制の導入によって全国に先駆けて高度専門職業人教育を志向した6年間の継続的カリキュラムを実施していることは特に優れた点である。

以上の状況から、教育の達成状況の項目全体の水準は、教育目的及び目標が十分達成されている。

5. 学習に対する支援

アドヴァイザー制、学生委員制、演習指導教官による助言制など、きめ細かな体制となっており、学生の学習に対する支援システムが確立していることは優れた点である。

以上の状況から、学習に対する支援の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成に十分貢献している。

6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

外部者による教育活動の評価について、海外から招聘した法学・政治学関係の一流の研究者によるシンポジウム形式の「外部評価」を実施し、そこで出された提言等をその後の改革の実現に取り入れている点は評価できるものの、これまで外部からの体系的な評価を受ける機会をもっていないなどの点については、一層の工夫が必要である。

以上の状況から、教育の質の向上及び改善のためのシステムの項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

意見申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該対象組織に対して評価結果を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学評価委員会等において審議を行い、必要に応じて評価結果を修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該対象組織からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 「 2. 教育内容面での取組」</p> <p>【評価結果】 「以上の状況から、教育内容面での取組の項目全体の水準は、<u>教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。</u>」(「評価報告書(案)」6頁)</p> <p>【意見】 評価項目「2. 教育内容面での取組」については、評価チームによる書面調査段階での評価結果(平成14年10月8日付「書面調査段階の評価案概要(評学機構評2第46号)3頁)及び平成14年10月22日から10月24日に実施された実地調査チームによる実地調査の評価結果(平成14年10月24日実地調査チームより口頭で通知)のいずれにおいても、「教育目的及び目標の達成に十分に貢献している」との評価結果を得ており、その後特段の事情の変化あるいは追加的な考慮要素が示されていないにもかかわらず、最終評価において「<u>教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある</u>」との評価に変更がなされたのは、客観的な根拠を欠くものであり、当事者に対しても不意打ち的であり、到底承服しがたいものである。最終評価においても事前書面調査の評価結果及び実地調査の評価結果を尊重して「<u>教育目的及び目標の達成に十分に貢献している。</u>」と評価すべきである。</p> <p>【理由】 大学評価・学位授与機構による分野別教育評価は、各大学ごとに設定した目的及び目標に照らして、その達成や貢献の度合を客観的に判定すべきものであり、評価対象とされた各大学の部局間の評価を相対的に比較検討すべき性質のものではないことは、既に御庁が様々な機会に明らかにしているところである。評価チー</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 評価項目ごとの水準の判断については、書面調査や訪問調査チームの訪問調査の結果に基づき、各評価チームが行う各評価項目ごとの判断結果を踏まえ、法学系教育評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)が最終的に判断を行うこととしている。今回の評価においては、3つの評価チームに分かれ、それぞれが2大学ずつを分担して書面調査及び訪問調査を実施し、評価案をまとめたことから、評価結果の公平性を確保すると同時に、社会に対する説明責任を果たすことが求められていることを踏まえ、専門委員会において、それぞれの評価チームの判断方法について共通理解を図るとともに、最終的には専門委員会において審議し、水準を判断することとした。そこで、各評価チームごとの判断について再度確認した上で調整が必要であること、それについては評価チーム主査・副主査会議に一任する、との専門委員会における了解のもとに、専門委員会に引き続いて評価チーム主査・副主査会議を開催して検討し、最終的な水準の判断を行った。なお、その結果については、書面で専門委員会の全委員に報告し、意見を求めたところ、特段の意見はなかったものである。</p> <p>今回の申立てにある評価項目2「教育内容面での取組」の水準の判断については、訪問調査時の訪問調査チームの判断では、3つのうち1つの要素の貢献の程度が「おおむね貢献している」となっていたが、専門委員会の定めた「評価項目ごとの水準の判断方法等について」中の「評価項目ごとの『水準』の判断の方法」で「教育目的及び目標の達成に十分に貢献している」と判断する目安で</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>ムが事前の書面調査と実地調査の双方において「十分に貢献している」と評価していた「2.教育内容面での取組」に関する本学部の評価が、最終評価の段階で「おおむね貢献しているが、改善の余地もある」と下げられた理由は何であるのか。「評価報告書(案)」6頁で挙げられている問題点は、シラバスの充実、授業アンケートの回数と改善への結びつき、の2点のみであるが、これらの点については実地調査の段階で調査チームに説明をし、これを補うための措置やこれまでの改善努力について実証的に示すことによって調査チームの理解を得て、実地調査チームではその点も総合的に加味した上で、実地調査段階の評価結果を「十分に貢献している」と下したものである。そうである以上、これらの点は最終段階で評価結果を変更する(下げる)根拠とはなり得ない。事前書面調査及び実地調査の双方で高い評価を得ていたにもかかわらず、最終結果の段階で各大学間の評価結果の調整が行われた結果、相対的に評価を下げられたのであるとすれば、「各大学ごとの」目的・目標に照らした客観的評価、という大学評価・学位授与機構による分野別教育評価の本来の趣旨に照らして今回の最終的な評価結果の取りまとめの過程の在り方に多大の疑問を持たざるを得ない。とりわけ「2.教育内容面での取組」についての最終評価結果は、評価チームによる事前書面評価及び実地調査チームの評価結果から乖離したものであり、客観的な根拠と理由に基づくものとは到底言いがたく、評価チームによる評価結果を尊重した評価(「十分に貢献している」とするよう強く求めるものである。また、以上の申立が認められず、「おおむね貢献しているが、改善の余地もある」との評価が最終的に下される場合には、今後の我々の改善の方途を考える上でも極めて重要であるので、上記 以外に(この2点は、前述のように、実地調査の段階でこれらの点を勘案した上で「十分に貢献している」との評価が下されている以上、最終段階で評価結果を「十分に貢献している」から「おおむね貢献しているが、改善の余地もある」に下げる根拠とはなり得ない)、どのような「具体的」根拠に基づいて実地調査チームの評価から乖離した最終的な評価結果を下したのかについて説明・開示を求めたい。</p>	<p>ある「原則として、評価項目の要素の全てが『十分に貢献している』となっている場合」を例外的に適用して、「教育目的及び目標の達成に十分貢献している」との水準を示していた。しかし、改めて評価チーム主査・副主査会議において、教育目的及び目標に照らしつつ、前述の公平性や説明責任についても勘案しながら、専門委員会の定めた「評価項目ごとの水準の判断方法等について」に則り、訪問調査チーム主査から十分な説明を受けた上で慎重に審議を行った結果、評価項目の要素の全てが「十分に貢献している」とはなっていないため、判断方法に関する原則どおり、上位から2番目の段階の水準である「教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある」と判断したものである。これについては、要素ごとの分析に基づく項目の水準の導き方について調整を行ったものであり、目的・目標から離れた各大学間の相对比较により水準の調整を行ったものではない。</p> <p>なお、訪問調査最終日の、訪問調査チーム主査から口頭で行った訪問調査時の概要説明では、専門委員会における判断結果が訪問調査チームの判断結果と変わることもあり得るということを前提として「今後、本調査の所見及び聴取した御意見を基に、評価チーム全体で再度詳細に協議した上で、評価報告書原案を作成する。さらに、この評価報告書原案は、専門委員会で審議の上、大学評価委員会の審議を経て、1月下旬に各大学へ通知することとなる」旨お伝えしたところである。</p>

特記事項についての所見

「対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載

対象組織の記述

法学部・法学研究科では、既に大学院重点化に移行した平成12年4月から、全国に先駆けて「選択的6年制カリキュラム」を策定し、大学院を機能的に3分野（総合法制専攻・公共法政策専攻・トランスナショナル法政策専攻）に再編し、来るべき法科大学院・行政大学院・研究大学院への体制づくりを進めてきた。とりわけ、「総合法制専攻」では弁護士などの実務家と共同で「実務民事法演習」など、実務と理論を架橋する教育を試験的に実施し、「公共法政策専攻」では、中央官庁から7名に及ぶスタッフを迎えて、試行的に政策立案から実施・法整備に至るまでの「政策過程分析」の授業を試みるなど、実験的教育による経験の蓄積をはかってきた。これらの経験は、学部における教育にも反映され、今まで以上に実務に配慮した教育内容が組み立てられている。周知のように、平成13年6月に内閣に提出された司法改革審議会の答申を受けて、政府は、新たな法曹養成制度の中核をなすものとして「法科大学院」を位置づけ、その第1陣を平成16年4月までに設置・開講して、学生の受け入れを開始するとの方針を閣議決定した。東北大学では、これまでの伝統・実績ならびに地域性に鑑みて、本学に法科大学院を設置することは、社会的責務であると考え、全学をあげて設置に向けた努力することとしている。

法学部・法学研究科では、既に将来構想検討委員会で検討を積み重ねていたところ、平成14年3月に、正式に「法科大学院設置準備室」および「行政大学院設置準備室」を設け、具体的カリキュラム、教育方法、入試選抜方法、成績評価方法などについて、細部の詰めとなる検討作業を行っている。それぞれの準備室では、各種資料の分析・検討をもとに、法政実務教育の在り方についての具体的計画内容を固め、仙台弁護士会をはじめ裁判所や検察庁との定期協議や、各種行政機関（人事院、内閣府、経産省、財務省など）との協議、ヒヤリングなどを進めている。また数度にわたって法科大学院や行政大学院設置に関する独自の海外調査（アメリカ合衆国、イギリス、ドイツ、フランス、イタリアなど）を行い、それぞれの組織・制度上の在り方、施設整備面での在り方等の調査を終え、各々の報告書を作成し、将来計画に反映させている。平成14年度は、特にソフト面での資料収集・分析検討・海外調査等に重点を置いて、法科大学院・行政大学院の設置・開講に向けた詰めの作業を行う予定である。これにより、法学部・法学研究科は、社会で指導的役割を担う高度専門職業人養成への卓越した教育機関となると同時に、法学・政治学・政策学などを中心とした社会科学の学術研究における世界的拠点となつて、国際競争に勝ち抜くための法律・政策面での戦略拠点となることを目指している。

以上のような改革構想の中で、法学部における教育が、従来以上に専門的職業人養成の準備段階、基礎訓練とし

機構の所見

記述された特記事項は、自己評価の結果を踏まえたものというより、それを離れて法科大学院に関する将来構想等自体の説明に重点が置かれており、そうした将来構想に関して機構として所見を述べることは適当でないと判断した。したがって、所見の記述は、今回、差し控えることとする。

での意味合いが強くなることは疑いない。そのため、幅広い教養や、外国語能力、社会科学に関する基礎的知識や技法の修得のみならず、読む・書く・話すといった基本的能力を一段と高めることも重要な課題となる。そこで、そのための少人数による双方向的コミュニケーション重視の授業を数多く用意するとともに、そこでの教材、教育方法の工夫が求められている。

また、学部教育・大学院教育のいずれにおいても、今日では実務の現状を強く意識した教育が必要とされているところであり、将来の法科大学院・行政大学院と研究大学院や学部での研究教育が機能的・効率的に連携できるよう、「法政実務教育研究センター」を設置して、これまでに蓄積された情報や経験を理論化・体系化すると共に、実務界との連携を強化して、その成果を研究・教育のみならず社会に広く還元することを計画中である。今後は、センターを中心に、今まで以上に実務や他学部、関係諸機関との連携を強化しつつ、全国有数の総合大学としての強みを活かして地球環境保護、知的財産戦略、先端医療、消費者問題、社会福祉問題といった現代的課題に積極的かつ戦略的に取り組み、その研究成果を広く教育内容に反映させ、社会にも還元していく予定である。法学・政治学教育において、基礎的・原理的学習を大切にすべきことは言うまでもないが、それに加えて、先端的・応用的・学際的な内容の科目を可能な限り豊富に提供することが目指されているわけである。

施設面では、進行する狭隘化を解消すべく、現在、充実した少人数教育や実践的教育、学生の自習活動のスペースを十分確保すべく、法政実務研修棟（ロー・ライブラリーを含む）の建設を計画中である。これにより、教官や学生が、教育・研究・自習に必要な豊かな知的空間を確保するとともに、法情報に対する社会人からのアクセスを容易にし、本研究科が地域におけるリーガル・インフォメーション・センターとなることを期待している。法曹実務家や官庁職員との情報交換や研究会、ワークショップ、公開講義、リーガルクリニックなどを通じて、研究成果の教育への反映や社会還元をはかり、また、学生の自主性を尊重した法律相談活動等を通じて、実務と理論との中間項となるべき技法を学びつつ、法律情報に対する社会的な需要にも応えていく所存である。